

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第16回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

第1 日時

平成21年11月10日（火）午前9時30分から午前11時30分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

（委員長）野田武明（裁）

（委員） 麻生光洋（検），神谷 達（学），松浦好治（学・委員長代理），
村上文男（弁）

（庶務） 牧野名古屋高裁総務課長，泉谷名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）白井名古屋高裁事務局長

第4 議題

平成22年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報の取扱い
について

第5 議事（進行）

1 議事要旨の確定について

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会議事要旨（第15回）を
確定した。

2 説明事項等

(1) 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要
があることから，白井名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了

承され、入室した。

(2) 情報提供の依頼方法及び提出された情報に関する説明

庶務から、情報提供の依頼方法（依頼先、周知文書の内容等）及び提出された情報（提出者、提出方法等）について説明がなされた。

3 情報の取扱いについて

愛知県弁護士会副会長が封緘されていない状態で名古屋高裁総務課に一括して持参して提出した情報は、当地域委員会からの弁護士会に対する周知依頼文書において留意事項として明記した方法（情報は各弁護士個人から直接当地域委員会に提出してもらう）とは異なる方法で提出されたものであり、情報の秘密保持及び信頼性の確保の点から問題はあるが、いずれも、このことのみをもって中央の委員会に送付すべき対象から排除するといった取扱いまではしないこととされた。

ただし、秘密保持や情報の信頼性の確保という観点から、今後、当地域委員会が弁護士会あてに周知依頼文書を発出する際には、情報は各弁護士個人から当地域委員会あてに直接提出してもらう必要があるとの注意喚起を徹底することとされた。

4 個別情報に関する審議

ア 重点審議者に係る情報について

情報すべてについて、当地域委員会としてのコメントを付した上で中央の委員会に送付することとされ、コメントの内容について審議がなされた。

イ 重点審議者以外に係る情報について

専ら個別事件における裁判官の判断内容に関するものであり、送付することが相当でないと言われた情報を除き、当地域委員会としてのコメントを付した上で中央の委員会に送付することとされ、コメントの内容について審議がなされた。

5 中央の委員会への報告について

中央の委員会に対しては、従前どおり、情報の内容を整理した一覧表に当地域委員会のコメントを付して送付することとし、最終的な報告文書等の文面等については、委員長及び委員長代理に一任することとされた。

6 次回地域委員会の予定等について

次回の地域委員会は、平成22年3月11日（木）午前9時30分に開催することとされた。

また、次々回は、同年4月28日（水）午前9時30分に開催することとされた。